

## 水道災害時の緊急協力に関する協定書

富士宮市（以下「甲」という。）と富士宮市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、富士宮市域内における地震災害及び風水害等（以下「災害」という。）による水道災害時の緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、富士宮市域内に災害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合における緊急協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急協力を必要と認めたときは、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 配水施設、給水装置等の応急復旧
- (2) 飲料水の確保のための応急運搬給水

2 甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容、その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等によることができる。

（要請に基づく協力）

第3条 乙は、甲の協力要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

（資材の備蓄）

第4条 乙は、災害に備え、可能な範囲で水道資材の備蓄を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が緊急協力に要した経費は、甲の負担とする。

(組合員名簿の提出)

第6条 乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿及び資  
機材保有数等の情報を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、  
その都度報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲、乙  
協議して決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各  
自その1通を所持する。

平成13年 2月 1日 協定締結